

越前町において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
都市計画施設用地内	住宅政策室	
土地区画整理事業施行区域内		
地区計画区域内		
町道	建設課	町道名等
上下水道	上下水道課	
農地	農林水産課	原則として許可が必要です。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより土木事務所から各市町に照会を行います。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、各市町担当部署からも問合せをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。